

○大分市宇曽山荘条例施行規則

平成16年12月28日

規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市宇曽山荘条例（平成16年大分市条例第29号。

以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第2条第1項の規定により大分市宇曽山荘（以下「宇曽山荘」と

いう。）の宿泊室、研修室、ホール及びテニスコート（以下「施設」という。）

の使用の許可を受けようとする者は、大分市宇曽山荘施設使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第2条第2項の規定により使用の許可を受けた事項を変更しようとする使用者（同項に規定する使用者をいう。以下同じ。）は、大分市宇曽山荘施設使用変更許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の申請は、使用しようとする日の属する月前6月以内（テニスコートにあっては、1月以内）に限るものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平25規則30・一部改正)

(使用の許可)

第3条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により申請をした者に対し使用

等の許可をしたときは、大分市宇曾山荘施設使用許可書（様式第3号）を交付するものとする。

（使用許可書の提示）

第4条 使用者は、施設を使用するときは、職員の求めに応じ前条の使用許可書を提示するものとする。

（使用料の減免）

第5条 条例第4条の規定に基づき施設の使用料を減免する場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 市が主催し、又は共催する行事を行うため施設を使用する場合 全額

(2) その他市長が特に必要があると認める場合 市長が必要と認める額

2 条例第4条の規定に基づき使用料の減免を受けようとする使用者は、あらかじめ大分市宇曾山荘施設使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、条例第4条の規定に基づき使用料を減免することを決定したときは、大分市宇曾山荘施設使用料減免決定通知書（様式第5号）により当該使用料の減免を申請した使用者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第6条 条例第5条ただし書の規定に基づき使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 天災地変その他使用料を納付した者の責めに帰すことができない理由

により使用ができなくなった場合 全額

(2) その他市長が特に必要があると認める場合 市長が必要と認める額

2 条例第5条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする使用者は、大分市宇曾山荘施設使用料還付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、条例第5条ただし書の規定に基づき使用料を還付することを決定したときは、大分市宇曾山荘施設使用料還付決定通知書（様式第7号）により当該使用料の還付を申請した使用者に通知するものとする。

（使用者及び利用者の遵守事項）

第7条 使用者及び利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 建物、設備及び器具等を汚損し、き損し、又は滅失しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可なくして物品の販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (4) 許可なくして壁、柱、扉等にはり紙をし、又は立て看板等を取り付けないこと。
- (5) その他職員の指示する事項に従うこと。

（汚損等の届出）

第8条 条例第11条の規定により建物等の汚損等の届出をしようとする者は、大分市宇曾山荘建物等汚損（き損・滅失）届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(使用時間)

第9条 宇曾山荘（テニスコートを除く。以下同じ。）の使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊して使用する場合 午後4時から翌日の午前10時まで
- (2) 日帰りで使用する場合 午前9時から午後4時まで（宿泊して使用する者がいない場合又は宿泊して使用する者が全部又は一部を使用しない場合にあっては、午後10時まで）

2 テニスコートの使用時間は、宿泊して使用する場合を除き、午前9時から午後11時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、施設ごとに使用時間を変更することができる。

(平25規則30・一部改正)

(休所日)

第10条 宇曾山荘の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、施設ごとに休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

- (1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
- (2) 12月31日から翌年の1月3日まで

(平 1 9 規則 1 4 ・ 一部改正)

(公告)

第 1 1 条 市長は、条例第 1 2 条第 1 項の規定により宇曾山荘の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者（条例第 1 2 条第 1 項の規定により市長が指定する者をいう。
以下同じ。）が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）
- (4) 条例第 1 2 条第 3 項の規定による申請（以下「指定申請」という。）の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平 1 8 規則 6 5 ・ 追加)

(指定申請)

第 1 2 条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第 1 2 条第 4 項の申請書は、大分市宇曾山荘指定管理者指定申請書（様式第 9 号）とする。

3 条例第 1 2 条第 4 項の事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の宇曾山荘の管理に係る事業計画書及び

収支予算書

- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における法人等の財産目録及び貸借対照表（指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録）
- (4) 指定申請の日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- (5) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 法人等が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平 1 8 規則 6 5 ・ 追加）

（指定管理予定者）

第 1 3 条 市長は、指定申請をした法人等のうち、条例第 1 2 条第 1 項各号に規定する要件を満たし、かつ、条例第 1 条に規定する設置の目的を達成する上で最も適切と認める者を指定管理者の予定者とする。

2 市長は、前条第 1 項に規定する市長が定める期間内に指定申請をした法人等がないとき、又は前項の指定管理者の予定者がないときは、再度、第 1 1 条の規定による公告を行うことができる。

（平 1 8 規則 6 5 ・ 追加）

(通知)

第14条 市長は、条例第12条第1項の規定による指定をしたときは、その旨を指定された法人等に通知する。

(平18規則65・追加)

(協定)

第15条 市長は、宇曽山荘の管理上必要な事項に関し、指定管理者と協定を締結するものとする。

(平18規則65・追加)

(指定管理者に関する読替え等)

第16条 条例第12条第1項の規定により指定管理者に宇曽山荘の管理を行わせる場合（以下単に「管理を行わせる場合」という。）における第2条、第3条、第8条、第9条第3項及び第10条ただし書の規定の適用については、第2条第1項及び第2項、第3条並びに第8条中「市長」とあるのは「条例第12条第1項に規定する指定管理者」と、第2条第3項ただし書、第9条第3項及び第10条ただし書中「市長が特に必要があると認める」とあるのは「条例第12条第1項に規定する指定管理者が特に必要があると認める場合において市長の承認を得た」とする。

2 管理を行わせる場合においては、第5条及び第6条の規定は適用しない。

3 管理を行わせる場合においては、指定管理者は、市長の承認を得て、この規則に定める様式に所要の変更を加えて使用することができる。

(平 1 8 規則 6 5 ・ 追加)

(委任)

第 1 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平 1 8 規則 6 5 ・ 旧第 1 1 条繰下)

附 則

この規則は、平成 1 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年規則第 1 0 号)

この規則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 8 年規則第 6 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年規則第 1 4 号)

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年規則第 3 0 号)

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

大分市宇曽山荘施設使用許可申請書

大分市長 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
〔団体の場合にあつては、
団体名及び代表者名 〕
電話番号

次のとおり大分市宇曽山荘の施設を使用したいので申請します。

使用日時	施設名	利用者数等	使用目的	使用料	備考
合 計					

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

大分市宇曽山荘施設使用変更許可申請書

大分市長 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
〔団体の場合にあつては、
団体名及び代表者名 〕
電話番号

次のとおり大分市宇曽山荘の施設の使用許可を受けた事項について変更したいので申請します。

許 可 番 号		第 号	許可年月日	年 月 日
変 更 内 容	区分	変更前		変更後
	使用日時、施設 名、利用者数等 又は使用目的			

様式第3号(第3条関係)

第 号
年 月 日

大分市宇曽山荘施設使用許可書

殿

大分市長 印

年 月 日付で申請のあった大分市宇曽山荘の施設の使用については、次のとおり許可します。

使用日時	施設名	利用者数等	使用目的	使用料	備考
合 計					
使用許可の条件	1 準備及び後片付けは、使用の許可を受けた時間内に行うこと。 2 許可を受けた使用目的以外に使用しないこと。 3 大分市宇曽山荘条例、同条例施行規則及び職員の指示に従うこと。 4 使用の際は、この許可書を職員の求めに応じて提示すること。				

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

大分市宇曽山荘施設使用料減免申請書

大分市長 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称 (印)
(記名押印又は署名)
〔団体の場合にあつては、
団体名及び代表者名 〕
電話番号

大分市宇曽山荘の施設の使用許可に係る使用料について、次のとおり減免を受けたいので申請します。

許可番号及び 許可年月日	第 号 年 月 日
減免を必要とする理由	
使用料の額	

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

大分市宇曽山荘施設使用料減免決定通知書

殿

大分市長 

年 月 日付けで申請のあった大分市宇曽山荘の施設の使用許可に係る使用料の減免について、次のとおり決定したので通知します。

許可番号及び 許可年月日	第 号 年 月 日
使用料の額	
減 免 額	
差 引 納 付 額	

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

大分市宇曽山荘施設使用料還付申請書

大分市長 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称 (印)
(記名押印又は署名)
〔団体の場合にあつては、〕
〔団体名及び代表者名 〕
電話番号

大分市宇曽山荘の施設の使用許可に係る使用料について、次のとおり還付を受けたいので申請します。

許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日	第 年 月 日 号 日
施 設 名	
使用を取りやめた理由	
既 納 の 使 用 料 の 額	
還 付 申 請 金 額	

様式第7号(第6条関係)

第 号
年 月 日

大分市宇曽山荘施設使用料還付決定通知書

殿

大分市長 

年 月 日付けで申請のあった大分市宇曽山荘の施設の使用許可に係る使用料の還付について、次のとおり決定したので通知します。

既納の使用料の額	
還 付 額	

様式第8号(第8条関係)

年 月 日

大分市宇曽山荘建物等汚損(き損・滅失)届

大分市長 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称 (印)
(記名押印又は署名)
〔団体の場合にあつては、
団体名及び代表者名 〕
電話番号

大分市宇曽山荘の建物(設備・器具等)を次のとおり汚損(き損・滅失)したので届け出ます。ついては、大分市宇曽山荘条例第11条の規定により指示に従い賠償します。

- 1 汚損(き損・滅失)した日時
- 2 汚損(き損・滅失)した建物(設備・器具等)の名称及び数量
- 3 汚損(き損・滅失)の内容又は程度

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

大分市宇曽山荘指定管理者指定申請書

大分市長 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名
電話番号

大分市宇曽山荘条例第12条第3項の規定により、大分市宇曽山荘の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 2 条関係）

様式第 3 号（第 3 条関係）

様式第 4 号（第 5 条関係）

様式第 5 号（第 5 条関係）

（平 1 7 規則 1 0 ・全改）

様式第 6 号（第 6 条関係）

様式第 7 号（第 6 条関係）

（平 1 7 規則 1 0 ・全改）

様式第 8 号（第 8 条関係）

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

（平 1 8 規則 6 5 ・追加）